

財政健全化計画を完遂する具体的な方策を示せ

23年度予算案は、長引く不況で厳しい歳入環境となる見込みの中、個人市民税の減少が続く一方で、緩やかな景気回復を裏づけるように法人市民税の増加が期待でき、収支均衡のとれたものとなっている。しかし、これは地方交付税の増などの臨時的な要因によるものが大きく、安定的な財政基盤の構築ができたとは言いえず、23年度も財政健全化計画に掲げる取り組みを確実に実施する方策を示すべきであるとして、次のような質問があった。

平成二十三年予算案

国の動向と歳入見込み

問 財政健全化計画の目標

に、抜本的な財政構造の改革を図り、将来にわたる収支均衡を目指すところがあるが、同計画の最終年度を迎えるに当たり、まだ実現していない。この目標達成のための具体的な方策を聞きたい。

答 経常収支比率は類似団

体の平均値を目指し、引き続き、総人件費や公債費の抑制を図っていく。財政調整基金の残高については、他都市を参考に一定の基準を持つことを考えている。

また、総合計画に掲げる取り組みで経常経費の増につながる場合は、既存事業の削減等により総額の抑制を図る。あわせて、企業誘致を初め、定住人口増加による市税収入の増加策などの取り組みも必要であり、継続的に検討していかなければならないと考える。

特別会計の状況と対策

問 国民健康保険と介護保険の両特別会計における、今後の歳出抑制の取り組みについて聞きたい。

答 国民健康保険特別会計

については、高医療費の要因である生活習慣病の予防策として各種保健事業を継続して実施しつつ、先発医薬品と同等で、廉価なジェネリック医薬品普及促進のための希望カードを配布する。あわせて、広報紙等で本市の医療費等の現状を周知し、医療費適正化の取り組みを進め、国民健康保険の安定的な運営に努力する。介護保険特別会計については、支援や介護を必要とする人に適時、適切な支援が行われるよう、地域包括支援センターを初め、介護支援専門員、介護サービス事業者等の関係者とも連携して介護予防の推進を図るとともに、介護サービスの質の向上にも努め、歳出抑制につなげていく。

総合計画2006、2015後期基本計画第1期実施計画(案)

校区まちづくり協議会形成促進事業

問 同事業の市職員への説明の現状と、今後の市民への説明方針を聞きたい。

答 市職員への説明は、全

員を対象に一月から三月にかけて研修を行う中で、本市の住民組織の現状や同協議会の説明等を行い、住民組織への加入の呼びかけや組織形成の一翼を担うことなどに言及した。

二十三年度からの市民への説明は、地域担当職員も配置しながら、町内公民館や自治会レベルでの説明や同協議会形成の働きかけを行いたい。

総合相談・権利擁護事業の充実

問 成年後見制度利用の現状と課題を聞きたい。

答 任意後見を除く成年後見の申し立て件数は、十九年度が三十七件、二十年度

が四十九件、二十一年度が五十七件であり、このうち親族以外の弁護士等の第三者が後見人等に選任された件数は、十九年度が十八件、二十年度が二十八件、二十一年度が三十四件である。



成年後見活用講座

今後もし立て件数の増加が予想される中、第三者後見人の不足が懸念されているが、日常的な見守りや生活支援が主となる後見人の業務は、一定の研修を受けた市民で対応可能と考え、二十一年度から、市民を対象とした成年後見活用講座を社会福祉協議会と共同開催し、市民後見人の養成に着手している。